

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第17期第1四半期
(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 アストマックス株式会社

【英訳名】 ASTMAX Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 牛嶋英揚

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号

【電話番号】 03-5447-8400(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理部門長 小島健太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号

【電話番号】 03-5447-8400(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理部門長 小島健太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | | 第17期 第1四半期連結累計(会計)期間 | 第16期 |
|---------------------------------|------|---------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | | 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日 | 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日 |
| 営業収益 | (千円) | 814,158 | 2,469,477 |
| 経常利益又は 経常損失() | (千円) | 21,410 | 558,350 |
| 四半期(当期)純利益 又は純損失() | (千円) | 3,843 | 613,014 |
| 純資産額 | (千円) | 4,281,333 | 4,289,363 |
| 総資産額 | (千円) | 7,948,159 | 7,317,597 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 33,422.88 | 33,499.81 |
| 1株当たり四半期 (当期)純利益 又は純損失() | (円) | 30.03 | 5,140.54 |
| 潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 | (円) | | 5,077.06 |
| 自己資本比率 | (%) | 53.8 | 58.6 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 618,504 | 1,237,093 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 1,666 | 1,146,283 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 46,178 | 1,842,847 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 | (千円) | 2,100,301 | 2,764,710 |
| 従業員数 | (名) | 85 | 84 |

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第17期 第1四半期連結累計(会計)期間における、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間における、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容の重要な変更は以下のとおりです。

(1) 事業内容の重要な変更（事業区分の変更）

投資顧問事業

従来、投資顧問事業については、運用対象により主務官庁が異なること等から商品投資顧問事業並びに証券投資顧問事業と分けて表示して参りました。しかしながら、前期6月の子会社買収により連結営業収益に占める割合が低下したこと、運用対象を横断的にとらえる法体系の整備も進みつつあること、顧客に対するサービスの提供という観点から両事業の関連性が非常に高まっていることなどにより、当第1四半期連結会計期間から商品投資顧問事業と証券投資顧問事業を統一し、投資顧問事業として表示することといたしました。

プロップハウス事業

前期6月の旧三井物産フューチャーズ株式会社（現アストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社）子会社化後、グループ全体の事業戦略の見直しを進めて参りました。その結果、当第1四半期連結会計期間よりアストマックス株式会社のディーリング部にて行っている事業とアストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社のディーリング部にて行っている事業はそれぞれのビジネス・モデルを大きく異にする別々の事業として経営戦略上位置づけ、推進していくことといたしました。これに伴い、本年7月1日に従来のアストマックス・フューチャーズ株式会社をアストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社に社名変更いたしました。このためセグメント情報においても当第1四半期連結会計期間からそれぞれディーリング事業とプロップハウス事業に分けて表示することといたしました。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

| | |
|---------|----|
| 従業員数(名) | 85 |
|---------|----|

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除いた就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

| | |
|---------|----|
| 従業員数(名) | 53 |
|---------|----|

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【営業収益の状況】

(1) 営業収益実績

当第1四半期連結会計期間における営業収益実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | | 当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|----------------|------|---|
| 投資顧問事業 | (千円) | 37,634 |
| うち管理報酬 | (千円) | 31,975 |
| うち成功報酬 | (千円) | 1,281 |
| うちその他 | (千円) | 4,377 |
| ディーリング事業 | (千円) | 466,567 |
| プロップハウス事業 | (千円) | 302,186 |
| 外国為替証拠金取引事業 | (千円) | 23,157 |
| 営業投資事業 | (千円) | 15,387 |
| 合計 | (千円) | 814,158 |

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の営業収益実績及び当該営業収益実績の総営業収益実績に対する割合

| 相手先 | 当第1四半期連結会計期間 | |
|-------------------------------------|--------------|-------|
| | 営業収益(千円) | 割合(%) |
| 東京工業品取引所 | 485,929 | 59.7 |
| NEWEDGE FINANCIAL SINGAPORE PTE.LTD | 269,716 | 33.1 |

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4 事業の種類別セグメントについては、当第1四半期連結会計期間より事業区分の変更を行っております。詳細は3ページの「第一部 企業情報 第1 企業の概況 2 事業の内容 (1) 事業内容の重要な変更(事業区分の変更)」をご参照ください。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、米国サブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱が一層深刻化し、また原油高等による原材料価格の上昇も重なり、一段と不透明感が強まると共に景気の下振れリスクが高まったものとなりました。

この間、当社企業グループの主要事業と関わりの深い商品市況は、中国を中心とする新興諸国の需要が衰えを見せない一方、供給拡大の目処がつかない環境下、第1四半期も大幅高となりました。なかでも中東やナイジェリアでの供給混乱懸念などの要因も加わったエネルギー市場の上昇は激しく、米国WTI原油先物相場は1バレル当たり\$140を超え、中東産原油も市場最高値を大幅に更新しました。ドル安と世界的な金融・株式市場の混乱、不動産の下落等で行き場を失った投資資金の商品市場への流入が継続している模様で、商品先物市場の値動きの大きさは、当社企業グループの主要事業であるディーリング事業並びにプロップハウス事業に好影響を与えました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の営業収益は814百万円、営業費用は795百万円、経常利益は21百万円となり、連結四半期純損失は3百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

投資顧問事業

当事業では、商品先物市場および国内外の金融商品市場を中心に、顧客資産の運用業務を行っております。

当第1四半期連結会計期間の運用プログラム別運用成績は以下のとおりです。

- ・当社が開発した商品インデックス「Astmax Commodity Index (以下AMCI)」は、世界的な商品価格の高騰を受けて+23.4%と高い収益率を記録しました。
- ・商品市場での裁定取引型運用プログラム「アストジェネシス」は、3ヶ月連続のプラス収益で期間中+0.9%とプラスの収益率を維持しております。
- ・平成20年5月に運用を開始した「アスト・コモディティ・グローバル・マクロ」は、2ヶ月間で+4.3%と好調なスタートを切りました。

当第1四半期連結会計期間の顧客運用資産残高推移は以下のとおりです。

- ・「AMCI」連動型運用プログラムでは、商品価格の上昇が加速すると、逆に利益確保の解約が出て、運用資産を大幅に削る結果となりました。
- ・「アストジェネシス」の運用資産は微増に留まりました。
- ・機関投資家等の投資により新規スタートした「アスト・コモディティ・グローバル・マクロ」は、12億円の運用資産を獲得しました。
- ・平成20年6月には、「コモディティ・バスケット型」の運用が開始され、新規運用資産を獲得しました。

当事業全体の運用資産残高は、平成20年3月末の245億円から当第1四半期末には239億円に僅かながら減少しましたが、顧問報酬率の高いアクティブ型の運用比率は増加しました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の営業収益は37百万円、営業費用は117百万円、営業損失は80百万円となりました。

ディーリング事業

当事業では、東京工業品取引所等国内商品先物市場を中心に、一部海外商品先物市場・OTC市場()も利用してディーリング業務を行っております。

当第1四半期の市場環境に関しまして、国内先物市場においては流動性低下が見られる一方、海外先物市場はエネルギー、貴金属、穀物等上昇トレンドを維持しており、値動きも出来高も高水準を維持しております。このような環境下、デイトレード等短期売買に関する取引手法の微調整を行う一方、裁定取引を含む海外先物市場の積極的活用により、収益を拡大することができました。

また機動的な短期売買及び裁定取引の増加により、当社ディーリング部の東京工業品取引所における取引高は当第1四半期を通じて第一位となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の営業収益は466百万円、営業費用は317百万円、営業利益は148百万円となりました。

() OTC市場とは、取引所を介さない相対取引の市場のこと。

プロップハウス事業

当事業では、原則として電子取引に限定した自己売買を展開しております。主たる市場は、東京工業品取引所と東京穀物商品取引所ですが、一部海外商品先物市場や国内外の株価指数先物、非鉄金属のOTC取引も活用しております。

第1四半期の市場環境に関しましては、海外先物市場がエネルギーおよび穀物を中心に高騰を続ける一方、国内先物市場においては主要商品、とりわけエネルギー先物が更なる出来高の減少に見舞われたものの、日中の価格変動の上下幅においては、昨年と比べ著しく拡大したという点において幾分ディーリング環境としては好転したと言えます。かかる中、主たる手法として日中の価格変動の上下幅の拡大を利用したデイトレードを中心とする短期売買、一部には海外との価格差を利用した裁定取引に取り組む一方、昨年不調に終わった日本の先物商品間のサヤ取りについては相当程度抑制しました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の営業収益は302百万円、営業費用は281百万円、営業利益は20百万円となりました。

外国為替証拠金取引事業

当事業では、アストマックスFX株式会社におきまして、外国為替証拠金取引（FX取引）の専門業者として、個人投資家向けを中心にオンライン取引のサービスを提供する業務を行っております。

当第1四半期の市場環境に関しましては、原油高・商品高を背景とする米市場金利の上昇等によって、ドル円相場は4月の1ドル＝100円前後から6月の1ドル＝108円台へと一方向にドル高円安が進む展開となりました。このような環境下、昨年契約を締結したデンマークのSAXO銀行の取引システムを主体としたマーケティング活動を積極的に展開した結果、口座数および預り額は順調に増加しました。しかしながら、取引量に関しましては、為替市場のボラティリティ（市場変動率）が全般的に低い水準であった等の要因により伸び悩みました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の営業収益は23百万円、営業費用は93百万円、営業損失は70百万円となりました。

営業投資事業

当事業では、当社企業グループが運用するファンド等への自己資金を使った営業投資と、自己勘定での債券先物への投資を行っております。本年6月末現在における前者の営業投資勘定の投資対象ファンドは「アストジェネシスファンド」、「アストAMCIファンド」、「アスト・コモディティ・グローバル・マクロ・ファンド」となっております。日本株ロング・ショート戦略である「アストジェルスファンド」並びに商品先物オプションの売り戦略である「アストフェニックスファンド」は、前期末において運用停止を決定し当第1四半期において償還手続きを行っております。なお、両ファンドの償還による当第1四半期における損失額は13百万円となっております。また、後者の債券先物運用の当第1四半期における運用成果は若干のマイナスとなっております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の営業収益は12百万円、営業費用は21百万円、営業損失は33百万円となりました。

なお、上記の事業の種類別の営業収益にはセグメント間の内部営業収益又は振替高2百万円が含まれております。

所在地別業績については全セグメントの営業収益の合計額に占める「日本」の割合が90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて7.2%増加し、6,536百万円となりました。これは、現金及び預金
が663百万円減少し、差入保証金が773百万円、金銭の信託が540百万円増加したこと等によります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて15.6%増加し、1,411百万円となりました。これは、投資有価証
券が213百万円増加したこと等によります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて8.6%増加し、7,948百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて30.3%増加し、3,088百万円となりました。これは、外国為替取
引預り証拠金が774百万円増加したこと等によります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて12.1%減少し、578百万円となりました。これは、長期借入金
が76百万円減少したこと等によります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて21.1%増加し、3,666百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて0.2%減少し、4,281百万円となりました。これは、その他有価
証券評価差額金が22百万円増加したものの、期末配当を行ったことにより利益剰余金が30百万円減少し
たこと等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物は2,100百万円（前年期末比24.0%減）とな
りました。

営業活動によるキャッシュ・フローは主として、差入保証金の増加（748百万円）等により 618百万
円（前年期末は1,237百万円）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは主として、無形固定資産の取得（1百万円）等により 1百万
円（前年期末は 1,146百万円）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは主として、長期借入金の返済（80百万円）、短期借入金の収入支
出（53百万円の収入）等により 46百万円（前年期末は1,842百万円）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更
及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社企業グループの主要事業であるディーリング事業及びプロップハウス事業は、東京工業品取引所
等商品先物市場の流動性（出来高、取組高）や価格変動率（ボラティリティ）に大きな影響を受けます。
海外の商品市場では原油（WTI先物）が1バレル当たり\$140を超え、また金が一時的に1トロイオンス当たり
\$1,000を超えたことなどで見られるとおり、かつてない活況を呈している状況とは対照的に国内の商品
先物市場の流動性はここ数年低下傾向にあり、活性策の導入が焦眉の急でした。昨年中頃より主務省や東
京工業品取引所等が中心となり、工業品先物市場の競争力強化のため検討が重ねられた結果、取引時間の
延長、新電子システムの導入、値幅制限・建て玉制限の緩和、商品先物取引所の株式会社化、クリアリング
制度強化等の諸策導入が打ち出されました。早速、東京工業品取引所では、平成20年1月より取引時間
を2時間延長し、午後5時半までの取引とする等、市場活性化策の一部が実現しております。これから来
年5月の新電子システム導入までに取引所の株式会社化等、他の諸策の導入が予定されており、ディーリ
ング事業及びプロップハウス事業の環境も大きく変わることが予想されます。

当社企業グループの主要業務は前述のとおり、顧客資産の運用業務（投資顧問事業）と自己資産の運用業務（ディーリング事業、プロップハウス事業及び営業投資事業）、それに前期新たに加わりました個人顧客向けブローキング業務（外国為替証拠金取引事業）の3つに分けられます。顧客資産運用業務に関しては、日本における個人の金融資産が約1,500兆円の規模ながら、預貯金の比率が高く、今後投資信託等資産運用のプロが運用するファンドへの投資が伸びる余地がかなりあると推測され、ビジネス環境としては良いと判断しております。当社企業グループの特徴は、他の投資顧問会社ではほとんど扱っていない商品（Commodity）での運用が可能であることにあります。商品での運用により、伝統的な株式や債券等の運用と組み合わせることで、ファンド全体のリスクを下げ、リターンを向上させる可能性を高めると当社企業グループでは考えております。昨今の原油や金相場の高騰により、商品市場に関心が集まっており、銀行や年金等の機関投資家も運用資産の一部に商品を加える動きが見られます。この傾向は今後益々高まると推測しており、当社企業グループの業容拡大のチャンスが増えると考えております。

自己資産運用業務に関しまして、ディーリング事業及びプロップハウス事業では、マーケットメーカー的業務を行うことで商品先物市場に流動性を付与し、対価として単位当たりでは僅かな収益を獲得すべく注力しております。また、東京工業品取引所等の国内商品先物市場と海外商品市場との裁定取引を行っております。裁定取引とは、割高な市場で売りポジションを、割安な市場で買いポジションを同時期に持ち、それらの値差が通常の状態に戻った時にそれぞれ反対売買を行うことによって収益を上げるものです。前述のとおり国内商品先物市場の流動性の低下により、従来のような収益を上げにくい状況になっており、今後国内商品先物市場への依存度を下げ、海外商品市場への一層の展開や為替等金融商品の取扱い、顧客へのマーケットメイク業務、アルゴリズムトレード（自動マーケットメイク）システムの開発、中国市場への進出など事業展開を鋭意進めていきたいと考えております。

個人顧客向けブローキング業務（外国為替証拠金取引事業）につきましては、昨年10月に導入いたしましたSAXO銀行提供の新取引システムを利用する顧客向けに、リスク管理ツールや取引量比例のキャッシュバック制度等一層の顧客サービスの充実を図り、顧客数と預り資産額の増大を図っていききたいと考えております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社企業グループの経営陣は、現状の事業環境及び入手可能な情報に基づきまして最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、当社を取り巻く経営環境は、内外の商品先物市場等商品市場の動向、金融市場動向等の諸経済情勢により大きく影響を受けるものとなっております。このため、商品先物市場等に関する情報を幅広く入手し、市場動向に迅速に対応すべく努力しておりますが、業績と事業計画に大きな乖離が生じる可能性がある場合には、事業計画を抜本的に見直し、環境変化への適応を適切に行う所存であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

提出会社

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

国内子会社

当第1四半期連結会計期間における、主な取得設備は以下のとおりです。

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | 事業の種類別 セグメントの名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | 従業員数 (名) |
|---------------------------------|----------------|--------------------|--------|----------|-------------|
| | | | | 器具及び備品 | |
| アストマックス・ プロップ・トレーダーズ株 式会社 | 本社 (東京都渋谷区) | プロップハウス 事業 | サーバー機器 | 12,400 | 17 |

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 360,000 |
| 計 | 360,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 127,996 | 127,996 | ジャスダック 証券取引所 | 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定の無い当社に おける標準となる株式 |
| 計 | 127,996 | 127,996 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| 株主総会の特別決議日(平成16年1月21日)：新株予約権割当契約日(平成16年2月12日) | |
|---|--|
| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
| 新株予約権の数(個) | 315(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 3,150 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 30,000 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年2月1日～平成24年7月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 30,000 資本組入額 15,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | 上記行使期間にかかわらず、当社が日本国内の証券 取引所に上場されるまでは、新株予約権を行使でき ない。 権利行使時において当社または当社子会社の取締 役及び従業員の地位にあることを要する。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続 は認めない。 その他の条件については新株予約権者と締結する 「新株予約権付与契約書」による。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡及び質入等の処分は認めない。 |
| 代用払込みにに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に に関する事項 | |

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行対象者の退職による権利喪失に伴い新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 2 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されます。なお、かかる調整は当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により払込む金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 行使の条件

上記行使期間にかかわらず、当社が日本国内の証券取引所に上場されるまでは、新株予約権を行使できない。

権利行使時において当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

(2) 新株予約権の消却及び取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(1)行使の条件の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

| | |
|---|--|
| 株主総会の特別決議日(平成16年6月25日):新株予約権割当契約日(平成17年1月14日) | |
| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
| 新株予約権の数(個) | 63(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 630 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 30,000 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年7月1日~平成24年7月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 30,000 資本組入額 15,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | 上記行使期間にかかわらず、当社が日本国内の証券取引所に上場されるまでは、新株予約権を行使できない。 権利行使時において当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡及び質入等の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行対象者の退職による権利喪失に伴い新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されます。なお、かかる調整は当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 行使の条件

上記行使期間にかかわらず、当社が日本国内の証券取引所に上場されるまでは、新株予約権を行使できない。

権利行使時において当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

(2) 新株予約権の消却及び取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(1)行使の条件の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

| | |
|---|--|
| 株主総会の特別決議日(平成16年6月25日)：新株予約権割当契約日(平成17年6月24日) | |
| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
| 新株予約権の数(個) | 46(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 460 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 30,000 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年7月1日～平成24年7月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 30,000 資本組入額 15,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | 上記行使期間にかかわらず、当社が日本国内の証券取引所に上場されるまでは、新株予約権を行使できない。 権利行使時において当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡及び質入等の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行対象者の退職による権利喪失に伴い新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されます。なお、かかる調整は当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 行使の条件

上記行使期間にかかわらず、当社が日本国内の証券取引所に上場されるまでは、新株予約権を行使できない。

権利行使時において当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。
新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

(2) 新株予約権の消却及び取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、上記(1)行使の条件の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| 株主総会の特別決議日(平成19年6月27日)：新株予約権割当契約日(平成19年12月21日) | |
|--|---|
| 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) | |
| 新株予約権の数(個) | 483 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | 42 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 483 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 43,013 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年12月22日～平成24年6月26日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 43,013 資本組入額 21,507 |
| 新株予約権の行使の条件 | 権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡及び質入等の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されます。なお、かかる調整は当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 行使の条件

権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。
新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

(2) 新株予約権の消却及び取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、上記(1)行使の条件の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

| 株主総会の特別決議日(平成19年6月27日)：新株予約権割当契約日(平成20年5月19日) | |
|---|---|
| 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) | |
| 新株予約権の数(個) | 513 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 513 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 30,900 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年5月20日～平成24年6月26日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 30,900 資本組入額 15,450 |
| 新株予約権の行使の条件 | 権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡及び質入等の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されます。なお、かかる調整は当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 行使の条件

権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。
新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

(2) 新株予約権の消却及び取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、上記(1)行使の条件の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成20年6月30日 | | 127,996 | | 1,720,000 | | 1,245,150 |

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------|----------|---------------------------|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 127,996 | 127,987 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 |
| 単元未満株式 | | | |
| 発行済株式総数 | 127,996 | | |
| 総株主の議決権 | | 127,987 | |

(注)「完全議決権株式(その他)」欄には株式会社証券保管振替機構名義の株式が9株含まれていますが、「議決権の数」欄には当該株式(議決権の数9個)はすべて失念株であるため含まれておりません。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年4月 | 5月 | 6月 |
|-------|---------|--------|--------|
| 最高(円) | 29,000 | 32,000 | 26,880 |
| 最低(円) | 25,000 | 25,500 | 21,650 |

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって、新日本監査法人から新日本有限責任監査法人へ名称変更を行っております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|-------------|-------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2,117,289 | 2,780,552 |
| 営業未収入金 | 173,216 | 47,226 |
| 有価証券 | - | 325,230 |
| 差入保証金 | 2,014,971 | 1,241,825 |
| 未収還付法人税等 | 43,528 | 43,299 |
| 金銭の信託 | 1,960,000 | 1,420,000 |
| 繰延税金資産 | 85,735 | 94,987 |
| その他 | 142,204 | 144,024 |
| 流動資産合計 | 6,536,945 | 6,097,147 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | | |
| 建物 | 70,338 | 70,338 |
| 減価償却累計額 | 14,302 | 11,988 |
| 建物(純額) | 56,036 | 58,350 |
| 器具及び備品 | | |
| 器具及び備品 | 94,130 | 81,483 |
| 減価償却累計額 | 49,429 | 45,425 |
| 器具及び備品(純額) | 44,701 | 36,057 |
| 有形固定資産合計 | 100,737 | 94,407 |
| 無形固定資産 | | |
| 無形固定資産 | 30,528 | 31,012 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 528,744 | 315,699 |
| 出資金 | 62,184 | 60,938 |
| 長期差入保証金 | 612,746 | 637,854 |
| 長期未収入金 | 32,813 | 33,218 |
| 保険積立金 | 38,229 | 37,952 |
| その他 | 25,647 | 29,888 |
| 貸倒引当金 | 20,417 | 20,522 |
| 投資その他の資産合計 | 1,279,947 | 1,095,029 |
| 固定資産合計 | 1,411,213 | 1,220,449 |
| 資産合計 | 7,948,159 | 7,317,597 |

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|---------------|-------------------------------|--|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 営業未払金 | 15,980 | 9,635 |
| 短期借入金 | 290,000 | 236,100 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 158,553 | 162,553 |
| 1年内償還予定の社債 | 20,000 | 20,000 |
| 未払金 | 80,583 | 409,899 |
| 未払費用 | 48,590 | 17,811 |
| 未払法人税等 | 14,117 | 27,823 |
| 外国為替取引預り証拠金 | 2,171,159 | 1,396,299 |
| 賞与引当金 | 24,852 | 48,815 |
| インセンティブ給引当金 | 187,292 | 26,481 |
| その他 | 77,437 | 14,775 |
| 流動負債合計 | 3,088,568 | 2,370,195 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 30,000 | 30,000 |
| 長期借入金 | 488,170 | 564,446 |
| 繰延税金負債 | 10,164 | 11,829 |
| 退職給付引当金 | 43,222 | 45,062 |
| 損害賠償引当金 | 6,700 | 6,700 |
| 固定負債合計 | 578,257 | 658,038 |
| 負債合計 | 3,666,825 | 3,028,233 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,720,000 | 1,720,000 |
| 資本剰余金 | 1,245,150 | 1,245,150 |
| 利益剰余金 | 1,298,767 | 1,333,329 |
| 株主資本合計 | 4,263,917 | 4,298,480 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 18,738 | 4,045 |
| 為替換算調整勘定 | 4,661 | 6,593 |
| 評価・換算差額等合計 | 14,077 | 10,638 |
| 新株予約権 | 3,338 | 1,521 |
| 純資産合計 | 4,281,333 | 4,289,363 |
| 負債純資産合計 | 7,948,159 | 7,317,597 |

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|------------------|---|
| 営業収益 | |
| 投資顧問事業収益 | 37,634 |
| ディーリング事業収益 | 466,567 |
| プロップハウス事業収益 | 302,186 |
| 外国為替証拠金取引収益 | 23,157 |
| 営業投資収益 | 15,387 |
| 営業収益合計 | 814,158 |
| 営業費用 | 795,261 |
| 営業利益 | 18,896 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 3,940 |
| 為替差益 | 3,907 |
| その他 | 2,705 |
| 営業外収益合計 | 10,554 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 7,979 |
| その他 | 60 |
| 営業外費用合計 | 8,040 |
| 経常利益 | 21,410 |
| 特別利益 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 105 |
| 特別利益合計 | 105 |
| 特別損失 | |
| 特別退職金 | 3,297 |
| 情報提供契約解約損失 | 1,911 |
| システム移設費用 | 3,325 |
| 特別損失合計 | 8,534 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 12,980 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 9,236 |
| 法人税等調整額 | 7,587 |
| 法人税等合計 | 16,824 |
| 四半期純損失() | 3,843 |

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

| | |
|-------------------------|-----------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 12,980 |
| 減価償却費 | 8,181 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 23,963 |
| インセンティブ給引当金の増減額(は減少) | 160,811 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 2,637 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 105 |
| 受取利息及び受取配当金 | 3,940 |
| 支払利息 | 7,979 |
| システム移設費用 | 3,325 |
| 特別退職金 | 3,297 |
| 未収入金の増減額(は増加) | 62,310 |
| 未払金の増減額(は減少) | 336,760 |
| 未払費用の増減額(は減少) | 30,696 |
| 預り金の増減額(は減少) | 45,860 |
| 取引所出資金等の増減額(は増加) | 1,246 |
| 差入保証金の増減額(は増加) | 748,166 |
| 営業投資有価証券の増減額(は増加) | 134,892 |
| 自己先物取引差金(借方)の増減額(は増加) | 84,996 |
| 外国為替預り証拠金の増減額(は減少) | 774,859 |
| 金銭信託の増減額(は増加) | 540,000 |
| 外国為替証拠金取引分別預金の増減額(は増加) | 1,145 |
| その他 | 20,350 |
| 小計 | 596,761 |
| 利息及び配当金の受取額 | 1,960 |
| 利息の支払額 | 7,922 |
| 法人税等の支払額 | 15,781 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 618,504 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 保険積立金の積立による支出 | 276 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 247 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 1,380 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 237 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 1,666 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期借入れによる収入 | 190,000 |
| 短期借入金の返済による支出 | 136,100 |
| 長期借入金の返済による支出 | 80,276 |
| 配当金の支払額 | 19,802 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 46,178 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 1,940 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 664,409 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 2,764,710 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 2,100,301 |

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| 当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|---|
| 1 会計方針の変更 (1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準については、低価法から時価法に変更しております。なお、当該変更に伴う損益に与える影響はございません。 (2) 事業区分の変更 当第1四半期連結会計期間より事業の種類別セグメント情報における事業区分を変更しております。この変更内容及び影響額につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報)」に記載のとおりであります。 |

【簡便な会計処理】

| 当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|---|
| 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、並びに一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。 |

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------|-----------|-------|--------------|-------|------------|----|--------------|--|--------|-----------|-------|--------------|-------|------------|----|--------------|
| <p>分別管理資産</p> <p>金融商品取引法第43条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第143条並びに第145条の規定に基づいて所定の金融機関に分別管理している資産は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>16,988 千円</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td>1,960,000 千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>454,874 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,431,862 千円</td> </tr> </table> | 現金及び預金 | 16,988 千円 | 金銭の信託 | 1,960,000 千円 | 差入保証金 | 454,874 千円 | 合計 | 2,431,862 千円 | <p>分別管理資産</p> <p>金融商品取引法第43条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第143条並びに第145条の規定に基づいて所定の金融機関に分別管理している資産は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>15,842 千円</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td>1,420,000 千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>239,031 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,674,873 千円</td> </tr> </table> | 現金及び預金 | 15,842 千円 | 金銭の信託 | 1,420,000 千円 | 差入保証金 | 239,031 千円 | 合計 | 1,674,873 千円 |
| 現金及び預金 | 16,988 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金銭の信託 | 1,960,000 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差入保証金 | 454,874 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 2,431,862 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び預金 | 15,842 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金銭の信託 | 1,420,000 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差入保証金 | 239,031 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1,674,873 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

| 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) | |
|---|------------|
| 営業費用の主なもの | |
| 商品取引所定率会費 | 100,793 千円 |
| 役員報酬 | 33,914 千円 |
| 給与手当 | 146,276 千円 |
| 賞与 | 2,987 千円 |
| 賞与引当金繰入額 | 19,546 千円 |
| インセンティブ給 | 2,657 千円 |
| インセンティブ給引当金繰入額 | 160,811 千円 |
| 法定福利費 | 33,424 千円 |
| 退職給付費用 | 11,471 千円 |
| 株式報酬費用 | 1,816 千円 |
| 地代家賃 | 39,353 千円 |
| 減価償却費 | 8,181 千円 |
| 入会金償却 | 100 千円 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) | |
|--|--------------|
| 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 | |
| 現金及び預金 | 2,117,289 千円 |
| 外国為替証拠金取引分別預金 | 16,988 千円 |
| 現金及び現金同等物 | 2,100,301 千円 |

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 127,996 |

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる 株式の種類 | 目的となる 株式の数(株) | 当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円) |
|------|------------------|----------------|------------------|-----------------------------|
| 提出会社 | 旧商法第1回ストック・オプション | | | |
| | 旧商法第2回ストック・オプション | | | |
| | 旧商法第3回ストック・オプション | | | |
| | 会社法第4回ストック・オプション | | | 2,892 |
| | 会社法第5回ストック・オプション | | | 445 |
| 合計 | | | | 3,338 |

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成20年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 30,719 | 240 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月27日 |

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

| | (千円) | | | |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| 前期末残高 | 1,720,000 | 1,245,150 | 1,333,329 | 4,298,480 |
| 当第1四半期末までの変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 30,719 | 30,719 |
| 四半期純損失 | | | 3,843 | 3,843 |
| 当第1四半期末までの変動額合計 | | | 34,562 | 34,562 |
| 当第1四半期末残高 | 1,720,000 | 1,245,150 | 1,298,767 | 4,263,917 |

剰余金の配当の詳細につきましては、「4 配当に関する事項 (1) 配当金支払額」に記載のとおりであります。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っ

ておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該その他有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

その他有価証券で時価のあるもの

| 区分 | 取得原価 (千円) | 四半期 連結貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|-----|--------------|---------------------------|------------|
| 株式 | | | |
| 債券 | | | |
| その他 | 410,000 | 428,739 | 18,738 |
| 計 | 410,000 | 428,739 | 18,738 |

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

対象物の種類が債券、商品及び通貨関連のデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1 債券関連

| 種類 | 契約額等 (千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
|------|--------------|------------|--------------|
| 先物取引 | | | |
| 日本国債 | | | |
| 売建 | 406,350 | 406,350 | |
| 計 | | | |

(注) 時価の算定方法：各取引所における最終価格によっております。

2 商品関連

| 種類 | 契約額等 (千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
|--------|--------------|------------|--------------|
| 先物取引 | | | |
| 貴金属 | | | |
| 売建 | 7,088,644 | 7,111,872 | 23,228 |
| 買建 | 6,865,032 | 7,076,739 | 211,707 |
| アルミニウム | | | |
| 売建 | 35,214 | 34,150 | 1,064 |
| 石油 | | | |
| 売建 | 4,853,838 | 4,942,493 | 88,655 |
| 買建 | 4,401,514 | 4,580,387 | 178,872 |
| ゴム | | | |
| 売建 | 257,918 | 250,358 | 7,560 |
| 買建 | 266,010 | 259,111 | 6,899 |
| 農産物 | | | |
| 売建 | 316,215 | 321,378 | 5,163 |
| 買建 | 289,853 | 305,112 | 15,258 |
| 砂糖 | | | |
| 売建 | 30,808 | 30,630 | 178 |
| 買建 | 30,085 | 29,872 | 213 |
| 先渡取引 | | | |
| アルミニウム | | | |
| 売建 | 583,513 | 642,536 | 59,023 |
| 買建 | 621,716 | 676,156 | 54,440 |
| 計 | | | 285,898 |

(注) 時価の算定方法

先物取引：各取引所における最終価格によっております。

先渡取引：ロンドン金属取引所(LME)における価格によっております。

3 通貨関連

| 種類 | 契約額等 (千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
|-----------|--------------|------------|--------------|
| 先物取引 | | | |
| 売建 | 2,470,010 | 2,501,911 | 31,900 |
| 外国為替証拠金取引 | | | |
| 売建 | 12,746,397 | 13,054,098 | 307,700 |
| 買建 | 12,746,397 | 13,054,098 | 307,700 |
| 計 | | | 31,900 |

(注) 時価の算定方法

先物取引：各取引所における最終価格によっております。

外国為替証拠金取引：取引先金融機関等から提示された価格によっております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 費用計上額及び科目名

営業費用(株式報酬費用) 1,816千円

2 付与したストック・オプションの内容

| | |
|-----------------|---|
| 会社名 | 提出会社 |
| 決議年月日 | 平成19年6月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 36 当社子会社取締役及び従業員 39 |
| 株式の種類及び付与数(株) | 普通株式 513 |
| 付与日 | 平成20年5月19日 |
| 権利確定条件 | 権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。 |
| 対象勤務期間 | 平成20年5月19日 ~ 平成22年5月19日 |
| 権利行使期間 | 平成22年5月20日 ~ 平成24年6月26日 |
| 権利行使価格 | 30,900 円 |
| 付与日における公正な評価単価 | 18,027 円 |

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

| | 投資 顧問事業 (千円) | ディー リング事業 (千円) | プロップ ハウス 事業 (千円) | 外国為替 証拠金 取引事業 (千円) | 営業投資 事業 (千円) | 計 (千円) | 消去又は 全社 (千円) | 連結 (千円) |
|--------------------------------|--------------------|----------------------|---------------------------|-----------------------------|--------------------|-----------|--------------------|------------|
| 営業収益 | | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する営業収益 | 37,634 | 466,567 | 302,186 | 23,157 | 15,387 | 814,158 | | 814,158 |
| (2) セグメント間 の内部営業収 益又は振替高 | | | | | 2,979 | 2,979 | (2,979) | |
| 計 | 37,634 | 466,567 | 302,186 | 23,157 | 12,408 | 817,138 | (2,979) | 814,158 |
| 営業利益又は 営業損失() | 80,134 | 148,990 | 20,939 | 70,679 | 33,447 | 14,332 | 33,229 | 18,896 |

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の概要

- (1) 投資顧問事業.....顧客との投資顧問契約に基づき、顧客資産を運用し、報酬を得る事業
 (2) ディーリング事業.....当社の自己資産を、主として国内外の商品先物市場、商品OTC市場等で運用する事業。デイトレード、裁定取引及びマーケットメイクを行う事業
 (3) プロップハウス事業.....当社の自己資産を、商品・金融・証券市場で運用する事業。原則として、先物・オプションを対象にデイトレードを中心とする取引を行う事業
 (4) 外国為替証拠金取引事業...個人投資家向けに外国為替証拠金取引のオンライン・サービスを提供し、収益を上げる事業
 (5) 営業投資事業.....当社運用ファンドに当社資金を投資して収益を上げる事業、並びに証券市場で自己資金を使用して売買し収益を上げる事業

3 事業区分の変更

投資顧問事業

従来、投資顧問事業については、運用対象により主務官庁が異なること等から商品投資顧問事業並びに証券投資顧問事業と分けて表示して参りました。しかしながら、前期6月の子会社買収により連結営業収益に占める割合が低下したこと、運用対象を横断的にとらえる法体系の整備も進みつつあること、顧客に対するサービスの提供という観点から両事業の関連性が非常に高まっていることなどにより、当第1四半期連結会計期間から商品投資顧問事業と証券投資顧問事業を統一し、投資顧問事業として表示することといたしました。

この結果、従来の方法と比較して、商品投資顧問事業の営業収益は30百万円減少し、営業損失は37百万円が減少し、証券投資顧問事業の営業収益は7百万円減少し、営業損失は18百万円が減少しており、投資顧問事業については、それぞれ両事業の減少額が増加しており、営業収益は37百万円増加、営業損失は55百万円の増加となっております。

プロップハウス事業

前期6月の旧三井物産フューチャーズ株式会社(現アストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社)子会社化後、グループ全体の事業戦略の見直しを進めて参りました。その結果、当第1四半期連結会計期間よりアストマックス株式会社のディーリング部に行っている事業とアストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社のディーリング部に行っている事業はそれぞれのビジネス・モデルを大きく異にする別々の事業として経営戦略上位置づけ、推進していくことといたしました。これに伴ない、本年7月1日に従来のアストマックス・フューチャーズ株式会社をアストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社に社名変更いたしました。このためセグメント情報においても当第1四半期連結会計期間からそれぞれディーリング事業とプロップハウス事業に分けて表示することといたしました。

この結果、従来の方法と比較して、ディーリング事業の営業収益は302百万円減少し、営業利益は43百万円減少しており、プロップハウス事業については、それぞれ同額増加しております。

商品先物取引受託事業

商品先物取引受託事業については、従来区分掲記しておりましたが、平成19年9月28日に同事業をドットコムディティ株式会社に事業譲渡し、その後平成20年1月11日に商品取引員の廃業届を主務省に提出して同事業より完全に撤退したため、当第1四半期連結会計期間より当該セグメントを廃止しております。

なお、前第1四半期連結会計期間の営業収益は119百万円です。

- 4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計方針の変更 (1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用しております。なお、当該変更に伴う影響はございません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの営業収益の合計に占める「日本」の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外営業収益】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

| | シンガポール | その他の地域 | 計 |
|----------------------------|---------|--------|---------|
| 海外営業収益(千円) | 269,716 | 12,857 | 256,858 |
| 連結営業収益(千円) | | | 814,158 |
| 連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%) | 33.1 | 1.6 | 31.5 |

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 その他の地域の区分に属する主な国又は地域.....英領ケイマン諸島、米国、デンマーク
 3 海外営業収益は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における営業収益であります。
 4 前連結会計年度において、海外営業収益は、連結営業収益の10%未満であったため記載を省略しておりましたが、当第1四半期連結累計期間より重要性が増したため、海外営業収益の記載を行っております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|-------------------------------|--------------------------|
| 33,422.88円 | 33,499.81円 |

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

| 項目 | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|---------------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 4,281,333 | 4,289,363 |
| 普通株式に係る純資産額(千円) | 4,277,995 | 4,287,841 |
| 差額の主な内訳(千円) 新株予約権 | 3,338 | 1,521 |
| 普通株式の発行済株式数(株) | 127,996 | 127,996 |
| 普通株式の自己株式数(株) | | |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株) | 127,996 | 127,996 |

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

| 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) | |
|---|--------|
| 1株当たり四半期純損失 | 30.03円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | |

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

| 項目 | 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|------------------------|---|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円) | 3,843 |
| 普通株式に係る四半期純損失(千円) | 3,843 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 127,996 |

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当社の連結子会社であるアストマックスFX株式会社は、平成20年7月25日開催の臨時株主総会において、同社一部事業の吸収分割契約の締結につき、承認を得ております。

1 承継先企業の名称、分割する事業の内容、吸収分割を行う主な理由、分割予定日

(1) 承継先企業の名称

アイディーオー証券株式会社

(2) 分割する事業の内容

連結子会社アストマックスFX株式会社の外国為替証拠金取引事業の一部

(3) 吸収分割を行う主な理由

アストマックスFX株式会社が提供する二種類の取引システムのうち、アイディーオー証券株式会社をカバー取引先とする取引システム(スーパーカレンシー)に係る事業をアイディーオー証券株式会社に承継させ、もう一方の取引システム(アルゴリズムトレードFX)に経営資源を集中し、一層の競争力強化を図るためです。

(4) 分割予定日

平成20年8月30日

2 事業の種類別セグメントにおいて、分割する事業が含まれている事業区分の名称

外国為替証拠金取引事業

3 四半期連結財務諸表に計上されている分割する事業に係る損益の概算額

営業収益 9,641千円

(注) アストマックスFX株式会社は、外国為替証拠金取引事業という事業区分で管理しており、スーパーカレンシーに係る事業としては、営業費用等につき把握していないため、分割対象事業に係る損益の概算額については、営業収益のみ記載しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月11日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアストマックス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アストマックス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。